

## 会 員 規 則

この会員規則(以下「本規則」という。)は、特定非営利活動法人岡山ニャンとかし隊(以下「本法人」という。)定款第56条に基づき、本法人と本法人の会員(以下「会員」という。)との関係に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第1条 (会員規則の適用)

本法人は、会員との間に本規則を定め、これにより本法人の運営をおこなう。

### 第2条 (会員規則の変更)

本法人は、円滑な運営を図るために、必要と判断される場合には、理事会の議決を経て本規則の変更を行う。

### 第3条 (種別)

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するため入会した個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

### 第4条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### 第5条 (入会金及び年会費)

会員は、次に示す入会金及び年会費を納入しなければならない。

入会金を次の通りとする。

- |             |         |    |
|-------------|---------|----|
| (1) 正会員入会金  | (個人・団体) | なし |
| (2) 協力会員入会金 | (個人・団体) | なし |
| (3) 賛助会員入会金 | (個人・団体) | なし |

2 年会費は次の通りとする。

- |            |    |            |
|------------|----|------------|
| (1) 正会員会費  | 個人 | 年2,000円    |
| (2) 協力会員会費 |    | 年10,000円   |
| (3) 賛助会員会費 |    | 3,000円(一口) |

## 第6条（会員資格有効期間）

- 1 会員資格有効期間は、本法人の事業年度とする。（4月1日から3月31日）
- 2 会員資格有効期間の起算日は、本法人が入会申込書を受付け、入会を承認した日とする。

## 第7条（会員の権利）

- 1 正会員には総会での議決権がある。一個人・一団体につき1議決権とする。
- 2 前項の規定に関わらず、定時総会開催日までに当該事業年度の年会費を納入していない場合は議決権を失うこととする。

## 第8条（個人会員の資格継承）

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われ、第三者への資格継承はできない。

## 第9条（団体会員の資格継承）

団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を本法人に通知しなければならない。

- 2 第4条（入会）第3項の規定は前項の場合についても準用する。

## 第10条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときには、速やかに書面によりその旨を本法人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定変更通知の不在によって、本会からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、本法人はその責を負わないものとする。

## 第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

## 第12条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

## 第13条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 岡山ニャンとかし隊の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第14条（拠出金の不返還）

既納の会費、その他の拠出金品は、返還しない。

#### 第15条（損害賠償）

会員が、本規則及びその他当会の諸規則に反し、本法人が損害を受けた場合、当該会員は、本法人が受けた損害を賠償しなければならない。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続される。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 岡山ニャンとかし隊  
代表理事 様

法人 名(法人の場合) \_\_\_\_\_

名前(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

## 退会届

この度、貴特定非営利活動法人岡山ニャンとかし隊を退会したいので、下記のとおりお届けします。

### 記

- 1 退会年月日 平成 年 月 日
- 2 会員区分
- 3 退会理由

以上

注) 会員種別は、正会員(個人)、協力会員(団体)、賛助会員(個人)、賛助会員(団体)のいずれかをご記入ください。

退会理由は、業務上の都合(転勤、退職、繁忙、海外出張、転職)健康上の理由(入院 等)、運営上の理由 などをご記入ください。